

別表1 (2019年10月1日以後適用分)

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等	
地域密着型サービス等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480,000	整備床数	
	小規模な介護老人保健施設	56,000,000	施設数	
	小規模な介護医療院	56,000,000	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,380,000	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480,000	整備床数	
	都市型軽費老人ホーム	1,790,000	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	33,600,000	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600,000	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940,000	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600,000	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	11,900,000	施設数	
	介護予防拠点	8,910,000	施設数	
	地域包括支援センター	1,190,000	施設数	
	生活支援ハウス	35,700,000	施設数	
	緊急ショートステイ	1,190,000	整備床数	
施設内保育施設	11,900,000	施設数		
介護施設等の合築等	上記地域密着型サービス施設等の整備の対象施設を合築・併設する施設	上記基準額×1.05	整備床数又は施設数	
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	8,910,000	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備特別補助	施設整備に要する対象経費の実支出予定額が7,560千円を超える定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	施設整備に要する対象経費の実支出予定額のうち、7,560千円を超える額の1/3（ただし、上限1,260千円。）	施設数	
既存施設の改修	既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	1,190,000 1,190,000 1,190,000	整備床数 整備床数 整備床数
	既存施設の「多床室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	2,380,000 2,380,000 2,380,000	整備床数 整備床数 整備床数
	介護療養型施設の転換「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス	1,190,000 1,190,000 1,190,000 1,190,000	整備床数 整備床数 整備床数 整備床数
	介護療養型施設の転換「多床室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 認知症高齢者グループホーム	2,380,000 2,380,000 2,380,000 2,380,000 2,380,000	整備床数 整備床数 整備床数 整備床数 整備床数
	多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム	734,000	整備床数
	介護療養型医療施設等の転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）	介護老人保健施設 介護医療院	創設	
		ケアハウス 有料老人ホーム	2,240,000	転換床数
		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	改築 2,770,000	転換床数
		認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス	改修 1,115,000	転換床数
	サービス付き高齢者向け住宅			

工事費
地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。）

工事事務費
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(注1)
土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備特別補助の負担率は、市町2/3（うち県1/2）とする。

工事費
既存施設のユニット化改修、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修及び介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。）

工事事務費
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

定期借地権設定のための一時金	【本体施設】 定員30人以上の広域型施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の1/2	(補助率) 1/2	定期借地権(50年間)設定に際しての一時金の支払に要する経費(一時金については、実際の名称に係わらず、地代の前払いとしての性格を有するものを対象とし、保証金の性格を有するものは除く。)
	【本体施設】 定員29人以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な養護老人ホーム 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 都市型軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 施設内保育施設			
	【合築・併設施設】 定員29人以下の地域密着型施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ			
介護施設等の施設開設準備経費	定員29人以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	839,000	定員数	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定(許可)を受ける施設を運営する法人(増築・増改築については、定員増分のみ対象) 施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発(地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明)に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成)に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
		小規模な介護老人保健施設	839,000	定員数	
		小規模な介護医療院	839,000	定員数	
		小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	839,000	定員数	
		認知症高齢者グループホーム	839,000	定員数	
		小規模多機能型居宅介護事業所	839,000	定員数(宿泊定員数)	
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	839,000	定員数(宿泊定員数)	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000,000	施設数	
		都市型軽費老人ホーム	420,000	定員数	
	小規模な養護老人ホーム	420,000	定員数		
施設内保育施設	4,200,000	施設数			
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換を含む。)	介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅	219,000	定員数(転換床数)		
民有地マッチング	土地所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	介護施設等	5,610,000	市町	民有地マッチングを実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
	整備候補地等の確保支援		4,590,000	市町	
	地域連携コーディネーターの配置支援		4,490,000	1か所	